

配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（5次）の策定について

1 背景・趣旨

○平成 16 年 6 月に一部改正された「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法：平成 13 年 4 月 13 日法律 31 号）において、都道府県におけるDVの防止や被害者の保護・自立支援の責務を明確にし、国が定める基本方針に即した都道府県基本計画の策定が義務付けされた。

○本県では平成 17 年 12 月に最初の「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、その後、平成 19 年 7 月のDV防止法改正を受け、平成 20 年 3 月に 2 次計画を、平成 25 年 3 月に 3 次計画を、平成 30 年 3 月に現行の 4 次計画を策定したが、この 4 次計画の計画期間が令和 4 年度で終了することから、5 次計画を策定する。

2 DVをめぐる最近の動き

○DV防止法の改正

令和 2 年 4 月施行のDV防止法の一部改正により、児童虐待防止対策と配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、被害者を保護するために相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明記された。これを受けて、令和 2 年 3 月に、国の基本方針がDV防止法の改正を踏まえて一部改正された。

○愛知県女性相談センターにおけるDVに関する相談等の推移

本県の女性相談センターにおけるDVによる相談件数（面接・電話）、一時保護件数は近年はやや減少傾向にある。

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
相談件数	面接	754	793	688	692	641	555	549	523	538	428
	電話	1,014	752	796	859	825	659	603	669	782	665
	計	1,768	1,545	1,484	1,551	1,466	1,214	1,152	1,192	1,320	1,093
一時保護件数		268	274	198	220	203	142	128	115	104	69

3 第 4 次計画の概要

○計画期間：平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間

○重点目標

- ① 配偶者からの暴力を許さない県民意識の醸成
- ② 安心して相談できる体制の整備
- ③ 安全な保護体制の整備
- ④ 被害者の自立に向けた支援の推進
- ⑤ 関係機関等との連携促進と人材育成

4 第 5 次計画の基本的な考え方

○計画の構成（「計画の基本目標」、「計画策定の基本的考え方」並びに「重点目標」）については、現行計画を継承する。

○「計画の基本目標」、「計画策定の基本的考え方」並びに「重点目標」については、国の基本方針（令和 2 年 3 月改正）を踏まえ、必要な見直しについて検討する。また、「基本施策」については、4 次計画の進捗状況を分析評価し、具体的な取組を検討する。

○計画期間については、現行計画と同じ 5 年間とする。

5 第 5 次計画策定の進め方

（1）配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 5 次）策定検討会議

○配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 5 次）の策定にあたり、関係者の幅広い参画を得てその内容を検討するために設置する。

○構成員：学識者、民間支援団体、社会福祉施設関係者、行政機関始め 16 名

（2）計画策定のスケジュール

- 8 月 第 1 回検討会議の開催（5 次計画の策定方針、4 次計画の分析・評価）
- 11 月 第 2 回検討会議の開催（5 次計画原案について意見交換）
- 1 月 パブリックコメントの実施
- 2 月 第 3 回検討会議の開催（5 次計画の最終確認）
- 3 月 計画策定・公表

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)

■ 目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒ 施策の実施内容

■ 支援調整会議(自治体)

⇒ 関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター

(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員

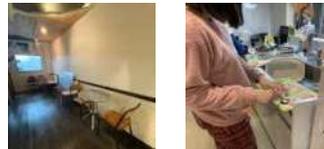
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設

(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒ 官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

(主な規定)

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

(主な罰則)

- 第5条 勧誘等
- 第6条 周旋等
- 第11条 場所の提供
- 第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分

(主な規定)

- 第17条 補導処分
- 第18条 補導処分の期間
- 第22条 収容

廃止

第4章 保護更生

(主な規定)

- 第34条 婦人相談所
- 第35条 婦人相談員
- 第36条 婦人保護施設
- 第38条 都道府県及び市の支弁
- 第40条 国の負担及び補助

存続